

## 国際義肢装具協会（ISPO）日本支部 会則

### 【目的】

第1条 この会はISPOの目的及び機能に添い、身体障害者のための義肢装具その他の機器システムの質向上をはかるための情報交換を行うとともに、国際的に日本を代表するものとする。

### 【名称】

第2条 この会はISPO日本支部（Japanese National Member Society ISPO）とする。

### 【事務局】

第3条 この会の事務局は新潟医療福祉大学内（新潟県新潟市北区島見町 1398）に置く。

### 【会員】

第4条 この会は、下記に掲げる会員をもって構成する。

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ① 正会員<br>(Full member)            | ISPOの使命と目標をサポートし、義肢、装具、車椅子、福祉用具、リハ工学、研究、教育、臨床を含んだ分野で実際に活動しており、第1条の目的に賛同する医師・エンジニア・セラピスト・義肢装具士・並びに義肢装具製作技術者及びその他の者でISPO会員であるもの。 |
| ② 学生会員<br>(Student member)        | 本会の目的に賛同し義肢装具及び関連の職業につくことを目指す学生、及び本会の主旨に賛同する学生。  |
| ③ 賛助会員<br>(Corporate Partner)     | 一般会費より多く財政的支持を行い ISPOの目的を果たすための活動をおこなう個人及び団体。義肢装具、リハビリテーションの分野で製造またはサービス提供を行う事業所。  |
| ④ 施設会員<br>(Institutional Partner) | 大学、研究所、リハセンター、協会などの非営利団体、施設会員。   |
| ⑤ 評議委員<br>(Fellow member)         | 会員として、特に ISPOの目的のために高度に貢献しうる活動性と、名声を持ち、理事会で認められた人で、国々の代表者の推薦により会員制度委員会 (Membership Committee) で認定される。                          |
| ⑥ 名誉会員<br>(Emeritus Member)       | ISPOの活動に特に貢献があり、25年以上の優良な会員で退職後に理事会で認められた人。  |

### 【事業】

第5条 この会は第1条の目的達成のために下記の事業を行う。

- ① 総会の開催
- ② 学術集会の開催
- ③ セミナー・研修会の合同開催等
- ④ ISPO本部との連絡ならびに会員への通知
- ⑤ 国際会議 (International Committee Meeting) への代表派遣
- ⑥ 会員名簿の発行
- ⑦ 陳情誓願その他

#### 【入会及び退会の手続き】

- 第6条 1. 入会希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、年会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。
2. 退会しようとする者は、本会事務局に届け出るものとする。

第7条 会員は毎年1月1日までに所定の会費を納めなければならない。  
既納会費は返還しない。

第8条 会員が次の各号に該当するときは、事務局は総会の議を経て除名することができる。

- ① 会費の滞納
- ② 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。

#### 【役員】

第9条 この会に下記役員をおく。

- ① 顧問（前会長） 1名
- ② 会長 1名
- ③ 副会長 2名（原則、内1名は時期会長）
- ④ 事務局長 1名
- ⑤ 監事 1~2名

役員は総会において選出される。

#### 【役員任期】

第10条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。現行役員任期満了に伴う改選は役員数の4分の1以内とし、総会での承認を必要とする。

#### 【役員任務】

- 第11条 1. 顧問は会長を補佐する。
2. 会長はこの会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長を兼ねる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
4. 事務局長は会務の運営を行う。
5. 監事は会の財産及び業務の執行を監査する。

#### 【総会】

第12条 総会は正会員の1/2以上の出席（委任を含む）をもって成立し、議決を行う事ができる。

#### 【役員会】

第13条 役員会は、役員全員の出席（委任を含む）を持って成立し、議決を行う事が出来る。議決権の行使は役員のみが有する。また、案件により会長が役員以外の参加を認める。

**【議決】**

第14条 次に事項については総会の議決を経なければならない。

- ① 会則の変更
- ② 役員の改選
- ③ 事業と決算の報告
- ④ その他の重要な事項

**【経費】**

第15条 この会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- ① 年会費
- ② 寄与金
- ③ 事業収入

**【事業年度】**

第16条 この会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

**【付則】**

- 第17条
1. この会則は昭和53年5月25日より施行する。
  2. この会則改正案は平成20年1月1日より施行する。
  3. この会則改正案は平成30年1月1日より施行する。
  4. この会則改正案は令和5年1月1日より施行する。
  5. この会則改正案は令和7年1月1日より施行する。

## ISPO日本支部役員

(2023年～2025年)

顧問	陳 隆明
会長	佐々木 伸
副会長	大西 謙吾 藤原 清香
監事	渡部 匡朗
事務局長	須田 裕紀
相談役	澤村 誠志 田澤 英二

### 年会費

1. 正会員	16,000 円
2. 学生会員	7,000 円
3. 施設会員	48,000 円
4. 賛助会員	96,000 円

- この情報は、2024年11月9日現在のものです。
- 住所、勤務先などの変更、その他ISPOに関する事は、まず日本支部事務局にご連絡下さるようお願い致します。

(事務局)

〒950-3198

新潟県新潟市北区島見町 1398 番地

新潟医療福祉大学 義肢装具自立支援学科内

国際義肢装具協会 (ISPO) 日本支部

電話/FAX 025-257-4605

<銀行振込>

銀行・支店名 第四北越銀行 松浜支店(店番号 256)

口座番号 普通 5047969

口座名義 国際義肢装具協会(ISPO)日本支部 事務局長 須田裕紀

(フリガナ) (コクサイギ`シツカ`キョウカイ イェスビ`オー シムキョクチョウ スタ`ヒロリ)